

2022年6月17日
システムワークフロー検討作業部会

新 NACSIS-CAT/ILL への日本目録規則 2018 年版適用について（審議）

本年度、新 NACSIS-CAT/ILL への日本目録規則 2018 年版（NCR2018）について、洋書の適用、著作データの範囲を含め、適用の可否と実施時期についてご審議をお願いしたい。

1. NCR2018 適用細則案パブリックコメントの報告（2022年2月25日～3月25日）

日本目録規則 2018 年版は書誌作成機関がニーズに合わせて選択できるよう本則と別法が多く用意されている。新 NACSIS-CAT/ILL での NCR2018 適用を検討するためには、細則案が必要であり、国立国会図書館（NDL）の適用細則を参考に案を作成した。細則案は 2022 年 2 月 25 日から 3 月 25 日にかけてパブリックコメントを行い、意見を集約した。集約されたコメントは 29 件であった。

■主な意見

- NCR2018 をいつから適用するのか
- CAT2020 で簡易化したのにまた変更するのか
- 2023 年度の対応は難しいのでは
- コーディングマニュアルがどう変わるのか示してほしい
- データの記述がどう変わるのか示してほしい
- 事前に十分な研修が必要
- 適用案を見る余裕がなかったので、再度検討の機会を設けてほしい

2. 洋書への NCR2018 適用について

洋書への NCR2018 について、適用細則案のパブリックコメント募集の際に意見を集約した。洋書へも NCR2018 を適用することについて、委員会で決定するに当たりどのようなエビデンスが必要であるか、ご審議をお願いしたい。

望ましい	58%
望ましくない	17%
どちらでもよい	13%
その他	13%

目録チームで洋書への NCR2018 適用をしてはと検討した理由は以下のとおり。

- RDA の習熟が、機関によっては困難
- RDA Toolkit を、機関によっては契約するのが困難
- CAT2020 以降、さまざまな目録規則によるデータを許容する方針のため、RDA による目録作成を希望する機関は RDA による業務を選択可能

3. 新 NACSIS-CAT/ILL で扱う著作データの範囲について

新 NACSIS-CAT/ILL での目録作成業務で、日本目録規則 2018 年版を適用する場合、著作の典拠形アクセスポイント（統一書名典拠データ）の作成は、当面以下について実施することを検討している。この範囲で進めて良いか、ご審議をお願いしたい。

■オリジナルで作成する統一書名典拠

現行の作業の範囲と同一

【CM9.2.1 統一書名典拠データの作成】

統一書名典拠データは、図書書誌データの作成における統一タイトル標目の選定に対応して作成する。

統一タイトル標目の選定は、図書書誌データの作成において採用される目録規則に従う。

統一書名典拠データは、他の統一書名典拠データにおける「からも見よ参照（SAF）」の設定によっても作成しうる。

統一書名典拠データの作成範囲は、無著者名古典、聖典及び音楽作品とする。

ただし、日本語・中国語の古典作品については著者を有するものであっても、統一書名典拠データを作成することができる。ここで言う「日本語の古典作品」とは、「記録史料・文書等を除く、1868 年以前に成立した日本語の著作全般」を指す。日本語の古典作品が収録された資料であれば、和古書に限らず、近現代刊行資料でも適用できる。

■MARC 等外部機関作成データから取り込む統一書名典拠

【NDL から取り込むもの】

（著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021 年 1 月））

2-3. 典拠形アクセス・ポイントとする著作

体現形に具体化された著作のうち、次のものを典拠形アクセス・ポイントに選択する。

ただし、法令等、音楽作品、聖典を除く。

（1）復刻・翻刻または翻訳（現代語訳・口語訳を含む）された古典作品の原著作
※古典作品とは、原語が日本語の場合は、慶応 4 年以前、中国語の場合は、宣統 3 年以前（韓国・朝鮮語の場合もこれに準ずる）、それら以外の言語の場合は、1830 年以前に成立したものとする。ただし、外国の作品の復刻・翻刻および外国の作品が日本語以外の言語にのみ翻訳されている場合を除く。

（2）日本語訳のタイトルが複数存在する近現代の作品の原著作

【TRCMARC から取り込むもの】

（TRC MARC ニュース 第 33 号）

原則として単行単位で 2 以上の MARC が存在するものを対象とし、以下のようなものを典拠コントロールして「著作」という単位でまとめます。

【LCMARC から取り込むもの】

選択基準等の確認はできていない。現在確認できている統一書名典拠は以下のとおり。

- ・古典作品
- ・著作の同定のために作成されたとと思われる

オリジナル作成

日本語古典作品
中国語古典作品
その他の言語の無著者名古典作品
聖典
音楽作品

データ取り込み

日本語古典作品
中国語古典作品
その他の言語の古典作品
日本語訳タイトルが複数存在する近現代作品
著作の同定のために作成

4. NCR2018 適用の進め方

今後以下に示す案のように進めてよいか、ご審議をお願いしたい。

- (1) 1.~3. に基づく「洋書」「著作データの作成範囲」を含めた方針決定（これから委員会）
・・・・・・・・・・今後のスケジュール予定・・・・・・・・・・
- (2) NCR2018 細則案の確定と公開（これから委員会）
- (3) NCR2018 細則を用いたデータ記述案の作成（ワークフロー部会）
- (4) (3)へのパブリックコメント実施（ワークフロー部会）
- (5) (4)をふまえたコーディングマニュアルの修正案の作成（ワークフロー部会）
- (6) (5)へのパブリックコメント実施（ワークフロー部会）
- (7) (6)をふまえたコーディングマニュアルの修正案確定（これから委員会）
- (8) NCR2018 の研修の実施（ワークフロー部会）

以上